

盛岡市後期高齢者医療に関する条例の制定等について

平成20年2月18日
保健福祉部

1 盛岡市後期高齢者医療に関する条例の制定について

(1) 制定の趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年岩手県後期高齢者医療広域連合条例第27号）の施行に伴い、後期高齢者医療制度に関し、市が行う事務等について条例を制定しようとするものである。

(2) 条例の内容

ア 市が行う事務

保険料の徴収等法令に定めがあるもののほか、保険料の徴収猶予、減免等に係る申請書の受付及び申請に対する処分に係る通知書の引渡し等の事務とする。

イ 保険料を徴収すべき被保険者

(ア) 市の区域内に住所を有する被保険者

(イ) 住所地特例の適用を受け、市の区域内に住所を有していたと認められる被保険者

ウ 普通徴収に係る保険料の納期

普通徴収の方法による保険料の納期は、7月から翌年2月までの8期とする。なお、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料を平成20年9月まで凍結することに伴い、当該被保険者に係る保険料の納期を特例により10月から翌年2月までの5期とする。

エ その他

保険料の督促手数料、延滞金、罰則について規定する。

(3) 施行期日 平成20年4月1日

(4) その他

岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例により新たに保険料を負担することとなる被用者保険の被扶養者であった者の保険料については、平成20年4月から9月までは徴収せず、同年10月から平成21年3月までは9割軽減することとなっている。

2 後期高齢者の保健事業について

(1) 健診について

後期高齢者に対する健康診査事業は、広域連合が県内の各市町村と共同で実施する。

(2) 健診の実施方法等

ア 実施方法

個別健診（盛岡・玉山区）及び集団健診（玉山区）

イ 実施機関

盛岡市立病院，盛岡市医師会，岩手県予防医学協会

ウ 実施時期

7月から11月まで

(3) 自己負担額

平成20年度健康診査に係る自己負担額は500円，非課税世帯は無料とする。

3 今後のスケジュール（予定）

平成20年3月末 被保険者証発送

平成20年4月 制度施行，特別徴収開始

平成20年6月 健康診査受診券発送

平成20年7月 普通徴収開始